

第1章 本計画の目的等

1. 本計画の目的

現在、犬山市、江南市、大口町及び扶桑町（以下「構成市町」という。）では、犬山市都市美化センター、江南丹羽環境管理組合（江南市、大口町及び扶桑町で構成する一部事務組合）環境美化センターにおいてごみ処理を行っているが、両施設とも供用開始より30年以上経過しており、施設の老朽化への対応が課題となっている。また、ごみ処理にあたっては、国の通知により、ダイオキシン類削減対策、焼却残渣の高度処理対策、マテリアルリサイクル及びサーマルリサイクルの推進、最終処分場の確保対策、公共事業のコスト縮減を踏まえたごみ処理の広域化の推進を図ることが求められている。

本計画は、そうした状況を受け平成28年7月に改訂した「尾張北部地域第1小ブロックごみ処理広域化実施計画（改訂版）」（以下「広域化実施計画」という。）を踏まえ、新たなごみ処理施設の整備事業について、広く住民の意見を反映させるため設置した「新ごみ処理施設整備検討委員会」（以下「検討委員会」という。）の意見をとりまとめ、施設整備に関する基本的な事項についての方向性を定めるものである。

2. 広域化についてのこれまでの経緯

本計画は、広域化実施計画を踏まえて策定するものである。本計画策定までのごみ処理広域化についての経緯を以下にとりまとめて示す。

平成 10 年 10 月 「愛知県ごみ焼却処理広域化計画」において、尾張北部ブロック(犬山市、江南市、小牧市、岩倉市、大口町及び扶桑町の4市2町)での広域化を図ることとされる。

平成 21 年 3 月 「第2次愛知県ごみ焼却処理広域化計画」において、尾張北部ブロックは当面、「小牧市・岩倉市」、「犬山市・江南市・大口町・扶桑町」の2つの小ブロックで広域化を進めることとし、最終的には1ブロック化を目指すこととされる。

6 月 第2次愛知県ごみ焼却処理広域化計画に基づき、「尾張北部地域第1小ブロックごみ処理広域化実施計画」を策定する。

平成 22 年 5 月 犬山市字喜六屋敷地内を建設候補地として選定する。

平成 25 年 2 月 江南市中般若地区の建設候補地について、江南市が速やかに地元及び地権者の同意を得るものとし、その時点で第1小ブロックのごみ処理施設の建設地とすることを第1小ブロック会議で決定する。

平成 28 年 3 月 江南市中般若町北浦地内を正式な建設地とすることを第1小ブロック会議で決定する。

7 月 当初の計画策定から7年経過していることや、災害廃棄物処理への対応の必要性を踏まえ、尾張北部地域第1小ブロックごみ処理広域化実施計画を改訂する。

3. 新ごみ処理施設整備検討委員会

新ごみ処理施設の整備事業について、広く住民の意見を反映させるため、「新ごみ処理施設整備検討委員会」を設置し、5回の委員会を開催した。

(1) 委員構成

建設地住民代表者8名及び構成市町よりそれぞれ環境団体等の代表者1名、議会議員2名、行政関係者1名を選出し、合計24名で構成した。

(2) 委員会開催状況

平成28年度に計5回の委員会を開催し、以下のとおり検討を行った。

	開催日	検討事項
第1回	平成28年10月3日	(1)ごみの減量化・資源化について (2)施設規模について (3)ごみ処理方式について
第2回	平成28年10月28日	(1)ごみ処理方式について (2)余熱利用について (3)公害防止、環境保全について (4)施設配置、動線等について (5)環境学習、啓発について
第3回	平成28年11月11日	視察 豊田市渡刈クリーンセンター 刈谷知立環境組合クリーンセンター
第4回	平成28年11月28日	新ごみ処理施設整備計画(素案)について
第5回	平成29年1月23日	新ごみ処理施設整備計画(案)について

(3) 委員会での検討結果

①ごみの減量化・資源化について

(減量化・資源化の考え方)

- ・各市町のごみ処理基本計画により、減量化・資源化は、各市町が主体性を持って取り組む。
- ・ごみ処理基本計画に示された目標達成時のごみ量をもとに、その後のごみ量を予測し、施設規模を算出する。

(減量化・資源化のための施策)

- ・各市町の状況等に応じた施策を実施し、目標達成に努める。

②施設規模について

(処理対象廃棄物)

- ・処理対象廃棄物には廃プラスチック類を含む。

(施設規模について)

- ・施設規模は広域化実施計画のとおり、施設稼働開始から7年間のうち最大となる平成37年度(供用開始年度)の処理量に、災害廃棄物及びし尿処理施設の汚泥等を加えて197t/日とする。

(粗大ごみ処理施設について)

- ・新施設には粗大ごみ処理施設を併設する。

③ごみ処理方式について

- ・技術の成熟度、処理の安定性の面から、比較的採用実績の多い「ストーカ式焼却炉+灰溶融又は灰の外部処理」、「流動床式焼却炉+灰溶融又は灰の外部処理」、「ガス化溶融炉・シャフト式」、「ガス化溶融炉・流動床式」の4つの処理方式を候補とする。
- ・来年度以降、スラグの流通性、エコセメントの実現性、コスト、最終処分先の確保の可能性などを加味し、それらを総合的に、専門家等により構成する委員会で検討する。

④余熱利用について

- ・余熱利用は場内での電力や温水利用を優先する。そのうえで、他施設への電力供給や余剰電力の売電、蒸気の供給を検討する。
- ・電力や温水の供給など地域の防災拠点としての利用についても検討する。

⑤公害防止、環境保全について

- ・住民とともに公害を防止、監視するためのシステムを構築する。
- ・最新・最善のごみ処理技術導入を検討する。
- ・法令遵守とともに自主規制値を設定する。

⑥施設配置、動線等について

- ・周辺の交通の安心・安全を図るとともに、周辺の交通に影響を及ぼさないような渋滞対策を図ることを第一に考える。
- ・施設場内の安全性を確保し、作業や運搬などの効率性を考えて検討する。

⑦環境学習、啓発について

- ・環境学習、啓発については、「住民の親しみやすさ」、「社会見学機能」、「住民に開かれた施設」を基本的な考え方とする。
- ・環境学習・啓発施設は、3R(リデュース・リユース・リサイクル)の視点を取り込んだものとすることを検討する。
- ・環境学習施設等の運営主体は、行政だけでなく、NPO、民間、ボランティア等を主体とすることも検討する。